

## ヒアリングをさせていただきたい事項（消費者編2）

・（ヒアリング対象の）弁護士に寄せられる18歳から22歳までの若年者（以下「若年者」といいます。）に関する消費者関係事件は年間何件ぐらいありますか。未成年者（18歳，19歳）に関するものと，それ以外のものとして分けてお答えください。また，それらの件数は増加していますか，それとも減少していますか。

・弁護士会全体では，消費者関係事件の相談は，年間何件ぐらいありますか。また，その件数は増加していますか，それとも減少していますか。

・若年者に関する消費者関係事件の内容は，どのようなものが多いですか。また，若年者がトラブルに巻き込まれる特徴としては，どのような点が挙げられますか。

・若年者に関する消費者関係事件については，どのような助言をすることが多いですか。若年者のうち未成年者について，民法第5条の取消権（未成年者が親の同意なく契約をした場合の取消権）が使われることはありますか。使われるとすると，どのような場面で使われていますか。

・若年者が消費生活においてトラブルに巻き込まれないようにするためには，どのようなことが大事であるとお考えですか。家庭や学校教育等でしておくべきであると思われる事項がありますか。

・現在，民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについて議論が行われています。民法の成年年齢を18歳に引き下げると，18歳，19歳の若者でも親の同意なく契約ができるようになりますが，このことについてどうお考えになりますか。消費生活上の問題点等があれば，教えてください。